

写

|       |             |
|-------|-------------|
| 受理番号  | 陳情第14号      |
| 受理年月日 | 平成28年10月25日 |

陳 情 書

2016年10月25日

二宮町 議会  
議長 添田 孝司 様

陳情者：神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 古岡 孝広

住所：横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館3階

電話：045-228-7704

FAX：045-228-7717

M A L L : kngw@chime.ocn.ne.jp



## 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現 について国への意見書提出を求める陳情

### 【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。人材不足は地域の介護施策にも深刻な影響を与えるため、自治体としても看過できない問題であり、国が責任を持って解決・改善にあたるべきです。

多くの介護施設では、利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています(厚生労働省「介護事業経営実態調査」)。そのような状況でも、介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準の大幅な引き上げ労働環境の改善を図る事は離職防止を進めるうえでも重要な課題となっています。国は、介護職員の低賃金の改善を図るためとして、2015年の介護報酬改定で介護職員処遇改善加算を強化しました。しかし、同時に基本報酬が4.48%も引き下げられており、介護事業所の倒産が過去最多となるなど(東京商工リサーチ調べ)、事業所の運営にも深刻な影響が出ています。このような状況の中で、事業所の継続のために賃金・労働条件の見直しや体制の引き下げなどを検討する事業所も出てきており、利用者の安全や介護の質にも影響を及ぼしかねない事態になっています(中央社保協「介護事業所アンケート」)。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。しかし、現実には、職員体制の充実は事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者・国民の負担に依拠し、さらには介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしています。国の責任で人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護体制の確立を実現させることが必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書提出を決議していただけよう陳情いたします。

### 【陳情項目】

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善(一人夜勤の解消)すること。
3. 上記の項目の実現を図るために介護報酬の大幅な引き上げを行うとともに、処遇改善についての費用は国費で賄うこと。

以上